

75歳以上の人は納めるのを忘れずに

後期高齢者医療制度の保険料が決定しました

後期高齢者医療制度は、高齢者の健康を支える医療保険。

75歳以上のひと、一定の障害があると認定された65歳以上の人が被保険者となり、被保険者全員が保険料を納めます。

本年度の保険料が決定したので、7月中旬に「保険料額決定通知書」を送付します。忘れずに、納期内に納めましょう。

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額(限度額55万円)で、千葉県後期高齢者医療広域連合が決定します。原則、保険料は県内均一ですが、旭市は過去1人当たりの老人医療費が県平均より20%以上低かったため、保険料が軽減されています(表1)。

保険料の納め方

資格取得の時期、年金受給額などにより異なります。

●特別徴収(年金天引き)

年額18万円以上の年金受給者(介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く)が対象です。年金の定期払いのときに、天引きとなります。

ただし次のような場合は、一定期間「普通徴収」となります。
○年度途中で75歳になった(65歳以上で一定の障害があり認定された)。
○年度途中で転入した。
○修正申告などにより保険料額の変更があった。

○年金の支給が一時停止された。
※状況により、口座振替にすることもできます。

●普通徴収(納付書・口座振替)

年額18万円未満の年金受給者、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える人が対象です。納期

は7月から翌年2月までの年8回です。納期限は各月の末日(12月は25日)で、休日の場合は翌営業日になります。

納付書は決定通知書と一緒に送付します。市役所本庁または各支所、金融機関、郵便局で納めてください。口座振替を希望する人は保険証、通帳と届け出印を持参し、納付書に記載の金融機関で申し込んでください。

保険料の軽減措置

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額が、表2の基準を下回る場合「均等割額」が軽減されます。この制度に加入する前日まで、健康保

〈表1〉平成25年度の保険料＝均等割額＋[※]所得割額 (1人当たり)

旭市	均等割額	35,800円
	所得割率	6.97%
県内均一	賦課限度額	550,000円
	均等割額	37,400円
	所得割率	7.29%
	賦課限度額	550,000円

※所得割額＝(総所得金額など－33万円)×所得割率

〈表2〉均等割額の軽減基準

総所得金額が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
33万円 うち世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(そのほか各種所得がない)	9割	3,500円
33万円	8.5割	5,300円
33万円＋(24万5,000円×世帯に属する被保険者数) ※被保険者である世帯主を除く。	5割	17,900円
33万円＋(35万円×世帯に属する被保険者数)	2割	28,600円

険組合などの被扶養者だった人は所得割額が掛からず、均等割額も9割軽減されます。

納めなかった場合

特別な理由がなく保険料を納めなかった場合は、保険証の有効期限が短くなることがあります。さらに滞納が続く場合は、財産の差し押さえなどを受けることもあります。

問い合わせ先

千葉県後期高齢者医療広域連合 資格保険料課
☎043・308・6768
市保険年金課 高齢者医療年金班
☎62・5882